令和８年（フ）第３９８７号
大阪府守口市大宮通３丁目15番２号
債務者　瀬戸山利治こと　瀬戸山　利治
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　祐亮
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０８６号
大阪市城東区鴫野東２丁目16番15号　ニューアケボノマンション　105
債務者　荒田　忠輝
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和　義章
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４６６号
名古屋市千種区希望ケ丘１丁目３番６―302号　北希望荘
債務者　高木　史穂
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６０号
名古屋市東区矢田南１丁目２番11号　メイツナゴヤドームＷＥＳＴ801号
債務者　岩川　一樹
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８２号
名古屋市北区如意２丁目142番地の１
債務者　喜多　貴士
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８７８号
名古屋市北区東長田町２丁目21番地の１　リヴェール森下101号
債務者　中村　佑介
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５０号
名古屋市天白区一本松２丁目801番地　リアライズ植田203号、従前の住所名古屋市瑞穂区堀田通７丁目16番地　パールプラザ401号
債務者　関　　将之
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７４号
名古屋市北区上飯田西町２丁目16番地　ユーワハイツ403号
債務者　長岡　　済
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７号
山形市桜町２番68号、前住所山形市前田町６番40号　シルバーコートまえた
債務者　土城　昭三
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６３号
愛知県豊橋市羽根井西町３番地１、従前の住所愛知県豊橋市浜道町字桜35番地の28
債務者　渡辺　史隆
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目４番41号　瀬戸口貸家、前住所鹿児島県鹿屋市下高隈町4651番地４
債務者　橋口　さくら
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
群馬県高崎市吉井町塩川173番地１　吉井アパート１号
債務者　佐藤　公代
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２７６号
埼玉県蕨市中央２丁目３番１号
債務者　飯島　　航
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９２号
さいたま市緑区大字中尾1600番地６　ハイツニシヤマＡ202
債務者　早﨑　泰史
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９３号
さいたま市緑区大字中尾1600番地６　ハイツニシヤマＡ202
債務者　早﨑　佳子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０３号
埼玉県加須市大越1776番地７
債務者　伊藤　優太
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８５号
埼玉県越谷市南町２丁目７番５号　メゾンアンソレイユ102
債務者　上野　美央
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係